

令和5年8月1日	
所 属	住宅管理担当
所属長	秋岡 修司
電 話	06-6489-6636

## 令和5年度第2回 市営住宅の入居者募集について

### 1 募集方法

団地単位・タイプ別による募集。

### 2 募集期間

令和5年8月4日（金）から8月16日（水）まで

### 3 募集内容

106戸

(1) 一般向住宅 85戸

(公営系住宅 65戸 改良系住宅 18戸 コミュニティ住宅 2戸)

(2) 特定目的住宅 15戸

(高齢者世帯向住宅 4戸 障害者世帯向住宅 3戸 車いす世帯向住宅 7戸

コレクティブハウジング 1戸)

(3) 特別募集住宅 6戸 (公営住宅 6戸)

### 4 申込方法等

郵送による申込受付(8/16消印、8/21必着分まで受付)、尼崎市営住宅南部管理センターにて、募集事務を執り行います。

### 5 入居申込案内書配布場所

市役所市民相談担当(夜間・休日は警備室)、阪神尼崎サービスセンター、阪急塚口サービスセンター、JR尼崎サービスセンター、各生涯学習プラザ、園田東会館、各地域総合センター、南部保健福祉センター、尼崎市営住宅管理センター(南・北)

## 6 優先措置

(1) 2割優先（3戸以上募集住宅のうち募集戸数の2割を優先する）

高齢者、心身障害者、ハンセン病療養所入所者等、DV被害者等

(2) 3割優先（2戸以上募集住宅のうち募集戸数の3割を優先する）

ア 母子・父子・若年世帯（高齢化率が高い住宅を対象に、3割優先を行う）

イ 多数回落選者（連続して2回以上落選した世帯を対象に、3割優先を行う）

多数回落選優先の対象は「直近6回の募集に連続して2回以上落選している世帯」とする。なお、令和5年度第2回募集においては、令和3年度第1回から令和5年度第1回の直近6回の募集を対象とする。

下記13のとおり、常時募集開始に伴い、令和5年度第3回募集より、多数回落選優先制度は廃止とする。

## 7 あっせん制度

常時募集開始に伴い、令和5年度第2回募集より、あっせん制度は廃止とする。

## 8 暴力団員の排除

入居申込案内書に「尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第5号に基づき、暴力団員である者（同居者を含む）は、申込みできません。」と明記する。

## 9 抽せん予定日

令和5年8月29日（火）

## 10 入居者選考委員会開催予定日

令和5年10月10日（火）

## 11 入居予定日

令和5年11月1日（水）から順次入居

## 12 常時募集住宅

(1) 店舗（築地本町改良住宅(1)、戸ノ内浜西改良住宅、戸ノ内浜東改良住宅） 0戸

(2) 時友長ノ手2号棟（特定公共賃貸住宅） 10戸

(3) 尼崎市立尼崎稲葉荘団地 10戸

空き家対策として、令和5年9月1日より、年3回の定期募集に加えて、市営住宅の一部住戸において先着にて常時申込みの受付を行う常時募集を開始する。

常時募集住宅（南部8戸・北部24戸） 32戸

## 13 シルバーハウジング

緊急通報システムの年式が古く、メーカーに部品もないため、修繕ができず空き家としていたシルバーハウジングについて、故障した緊急通報システムを取外し一般向住宅（高齢者世帯向住宅）として公募を行う。

以上